

■規制基準

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該工場等から発生する騒音・振動の大きさを、当該工場等の敷地の境界線において、下記基準以下にしなければなりません。

○騒音の規制基準（敷地の境界線上の値）

[昭和46年11月29日北海道告示第3169号]

時間・区域の 区分	朝	昼間	夕	夜間
	6時～8時	8時～19時	19時～22時	22時～6時
第1種区域	40デシベル	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	45デシベル	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	55デシベル	65デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

○振動の規制基準（敷地の境界線上の値）

[昭和53年3月29日北海道告示第784号]

時間・区域の 区分	昼間	夜間
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル